

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和8年3月25日（水）本会議休憩中 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）松 田 真 哉 （副委員長）門 脇 一 男
伊 藤 ひろえ 岡 田 啓 介 又 野 史 朗 矢 田 貝 香 織
吉 岡 古 都 渡 辺 穰 爾

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長
浦林教育長

【教育委員会事務局】長谷川局長

[こども政策課] 永榮課長 佐藤学校政策担当課長補佐
木村高校総体推進室長

[こども施設課] 矢野次長兼課長 前畑課長補佐兼学校施設担当課長補佐

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 田淵議事調査担当係長 松田調整官

傍 聴 者

稲田議員 今城議員 国頭議員 田村議員 津田議員 中田議員 錦織議員
西野議員

報道関係者0人 一般5人

審査事件及び結果

議案第 5 1 号 米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について [原案可決]

~~~~~

## 午前10時43分 開会

○松田委員長 ただいまから、民生教育委員会を開会いたします。

本日は先ほどの本会議で当委員会に付託されました議案1件について審査いたします。  
議案第51号、米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○木村こども政策課高校総体推進室長 議案第51号、米子市日吉津村中学校組合の解散  
に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。追加議案参考資  
料にてご説明を申し上げます。1ページをご覧ください。

米子市日吉津村中学校組合を解散し、その解散に伴う事務を本市が承継するにあたり、  
関係します資料に記載の16の条例において必要となる経過措置等を定めるため、条例の  
改正を一括して行うものでございます。内容としましては、組合の解散前に組合の条例に

基づき行われた申請、処分、通知等の行為について、組合の解散後においては、本市の関係条例の規定により行った行為とみなす等の必要な経過措置等を定めるものでございます。説明は以上でございます。

○松田委員長 当局の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○松田委員長 ないようですので質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○松田委員長 討論を終結いたします。これより採決いたします。

議案第51号、米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○松田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本件については全会一致で原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で、民生教育委員会を閉会いたします。

**午前10時45分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 松田真哉